

農林水産物・食品輸出本部会合（第4回）議事概要

1. 日 時：令和4年9月13日（火）14:20～14:40

2. 場 所：農林水産省7階講堂

3. 出席者：野村農林水産大臣（本部長）

秋葉復興大臣、山田外務副大臣、秋野財務副大臣、中谷経済産業副大臣、中川総務大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、古川国土交通大臣政務官、水野農林水産省輸出・国際局長

4. 概 要：

（1）開会

○農林水産省輸出・国際局長 それでは、農林水産物・食品輸出本部会合に入ります。本日の議事につきましては、後日、議事録の公開を予定しておりますので、あらかじめ御了承ください。はじめに野村本部長より御挨拶をお願いいたします。

（2）農林水産大臣（本部長）挨拶

○農林水産大臣 各省庁で積極的に輸出促進に取り組んでいただいておりますが、本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

農林水産物・食品の輸出額は、昨年初めて1兆円を超え、今年の1月から7月までの実績は、対前年同期比14.3%増と過去最高の7,703億円となり、順調に推移しております。

先週9日に食料安定供給・農林水産業基盤強化本部が立ち上がり、食料安全保障の論議が本格的に始まりますが、国内生産基盤の強化に向けては、輸出による海外需要の国内での取組が重要な役割を持つと考えております。

本日は先の通常国会で成立した改正輸出促進法が10月1日に施行されることを控え、当該改正法で新たに規定された品目団体への支援など、基本方針の変更を御審議いただきます。

また、併せて輸出本部の取組の進捗状況等の情報共有をいたします。

今後とも2025年2兆円、2030年5兆円の目標達成に向け、輸出本部の下、関係省庁等との連携を図りつつ、政府一丸となって規制対応や輸出事業者の支援などの取組を戦略的かつ着実に進めていきたいと思っております。

どうかよろしく申し上げます。

（3）議事

① 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」の変更について

○農林水産省輸出・国際局長 それでは、議事に入ります。まず、資料2の1から4まで

を事務局から一括して説明いたします。資料2-1を御覧ください。農林水産物・食品の輸出の促進に関する基本方針の変更案でございます。改正輸出促進法において、基本方針の新たな記載事項として、①輸出促進団体の支援、②JAS法の同等性の承認など必要な規格の整備・普及・活用、③知的財産の保護・活用に関する事項が追加されました。このため、基本方針にこれらの事項を追加することが主要な変更でございます。基本方針の変更の詳細につきましては、添付しております縦長の本文に記載しております。

② 「農林水産物・食品輸出本部の運営について」の一部改正について

○農林水産省輸出・国際局長 続いて、資料2-2を御覧ください。農林水産物・食品の輸出本部の運営についての変更案でございます。2ページに今回の変更案が下線で記載されております。今回の輸出促進法の改正により、「本部が実行計画の作成又は変更をしようとするときは、あらかじめ認定農林水産物・食品輸出促進団体の意見を聴かなければならない」との規定が加わりました。この改正を踏まえ、実行計画の変更にあたり、輸出本部の事務局が認定輸出促進団体への意見聴取を行えるように手当てするものです。

③ その他

○農林水産省輸出・国際局長 続いて資料2-3を御覧ください。農林水産物・食品の輸出をめぐる状況について報告いたします。

1ページを御覧ください。2021年に1兆円を超えたのち、本年1月から7月までの輸出額は7,703億円、対前年比14.3%増と、引き続き好調な状況を維持しております。

3ページを御覧ください。輸出促進法等の一部改正については、資料に記載の主要4項目につきまして、本年10月1日から施行されます。

続いて、資料2-4を御覧ください。輸出本部の取組状況について報告いたします。

1ページを御覧ください。輸出本部の下、実行計画等に基づき、2020年の実行計画作成時から順次項目を追加しつつ、140を超える項目に対応し、現在、170の項目で実行を進めているところです。左欄の時計数字ⅠからⅢの分類ごとに具体的な対応を次ページ以降記載しております。

2ページを御覧ください。輸出先国・地域との協議への対応については、最近では、英国、インドネシアなど4か国が放射性物質規制を撤廃する等、対応が進んでおります。

4ページを御覧ください。輸出を円滑化するための対応については、認定施設数が増加しておりますほか、輸出証明書の発行につきましても、成田空港での輸出証明書の受取りを可能にする等、対応が進んでおります。

7ページを御覧ください。事業者・産地への支援に関する対応については、品目団体の育成や本日立ち上がった香港を始めとした輸出支援プラットフォームの立上げ、育成者権管理機関の設置等に向けた検討等、対応が進んでおります。

資料の説明は以上です。

続いて農林水産物・食品の輸出に関しまして、関係省庁の取組や課題につきまして御発言をいただきたいと思っております。

④ 各省庁発言

○**復興大臣** 今般は香港輸出支援プラットフォームが立ち上げられましたこと、大変有意義に思います。復興庁といたしましても感謝申し上げます。

その一方で、農水省を中心として、(放射性物質に係る日本産食品等の) 輸入規制の撤廃に向け様々な努力をしていただきましたが、いまだにEUをはじめ、リヒテンシュタインや香港、中国や韓国のように規制措置が続いている国もございまして、引き続き農水省におかれましても、輸入規制撤廃に向け、御尽力・お力添え賜りますことよろしくお願いいたします。

福島県の農林水産物の輸出に関しましては、復興特別会計におきまして、海外での商談会参加による輸出先の開拓等を支援してきたところです。

さらに、今年度からは被災地の水産物の輸出については、海外バイヤーを招へいたマッチング事業を復興特別会計において、創設したところです。

放射性物質に係る日本産食品等の輸入規制の撤廃の動きについては、6月には英国が、7月にはインドネシアが相次いで輸入規制を撤廃しました。心より感謝申し上げます。この撤廃に向けた良い流れをつないでいくことが重要であり、見直し時期を迎えるEU等をはじめとして、依然として規制を維持している国々に対して、引き続き撤廃に向けた働きかけをする必要があります。私自身も、機会が許せば被災地の思いを受け止めて、働きかけをしてまいりたいと考えております。

今日御参集の関係省庁の皆様におかれましても、より一層の御協力をお願い申し上げます。

○**外務副大臣** 外務省としては、農産品の輸出拡大を実現するため、各国との二国間会談を含む様々な機会を捉えて、東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を働きかけてきました。

この結果、本年2月に台湾が規制緩和を発表し、6月に英国、7月にはインドネシアが規制を撤廃するなど、最近でも一定の進展が見られております。関係省庁とも連携し、今も規制が残る12か国・地域に対し、規制の完全撤廃に向け、引き続き働きかけを行います。

○**財務副大臣** 日本産酒類の輸出金額は、2021年に初めて1,000億円を超え、10年連続で過去最高を記録しました。

財務省・国税庁としましては、輸出拡大実行戦略等を踏まえて、ジャパンハウス等を

活用したプロモーションや海外販路の開拓、ブランド化の推進などに取り組んでおります。こうした取組には、農林水産省、外務省をはじめとした関係省庁にも御支援いただいております、この場をお借りして御礼申し上げます。

引き続き、関係省庁の皆様方からお力添えを賜りながら、更なる日本産酒類の輸出促進に取り組んでまいります。

- 経済産業副大臣** 今回変更される基本方針に基づき、経済産業省といたしましては、引き続き、関係省庁・機関と連携し、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

今回、新たに基本方針に盛り込まれた輸出促進団体の支援については、JETROを通じ、Eコマースに関心のある団体向けにセミナー等を開催し、海外オンライン市場の動向や出品ノウハウのアドバイスなどを行うとともに、越境EC事業による海外への販路開拓に対してのサポートをしていきます。

また、原発事故に伴う日本産食品の輸入規制撤廃に向けては、当省としても、二国間対話の場や国際会議において働きかけを行ってきたところでございます。引き続き、規制を残す12の国・地域に対し、あらゆる機会を捉えて、規制の早期撤廃を強く求めてまいります。

- 総務大臣政務官** 総務省におきましても、農林水産物・食品の輸出拡大により、農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業・食品産業が発展することは、地域を活性化させ、持続的な地域社会を維持していく上で重要であると認識しているところでございます。

また総務省においては、産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を展開しております。この中で、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業についても支援しているところでございます。

一つの事例を御紹介いたします。近年の和食ブームが追い風となり、クロマグロやタイ等の魚種の海外からのニーズが増大する中、輸出するための衛生管理が求められているところでもございます。

こうした中、鳥取県においては、本プロジェクトを活用し、境港高度衛生管理型市場と連携し、空調管理された閉鎖型の鮮魚一次加工室等を整備することにより、衛生管理体制を強化し、輸出することで、海外での境港産鮮魚ブランドを確立しているところでもございます。

引き続き、農林水産物・食品の輸出に取り組む地方公共団体及び地域の民間事業者の支援を進めてまいります。

- 厚生労働大臣政務官** 厚生労働省としては、実行計画に基づく輸出を円滑化するための対応として、食肉や水産物の輸出施設の認定について、農林水産省や自治体等と連携

し、新規認定を目指す事業者の取組等を支援してまいりました。

今後も農産品の輸出額5兆円の目標達成に向けて、食品安全を所管する立場から、輸出施設の迅速な認定等を通じ、引き続き、輸出拡大に向けた取組に積極的に貢献してまいります。今後ともよろしく願いいたします。

○**国土交通大臣政務官** 2030年の目標である農林水産物・食品の輸出額5兆円達成に向けて、「物流」の側面から、国土交通省の果たすべき役割は大きいと実感しています。

複数の物流業者が連携した、①高機能な大型倉庫の整備促進や、②同じ配送先の荷物の共同配送などにより物流の効率化を実現し、「より多く、より安く」運ぶことができるよう取り組んでまいります。

また、輸出拠点となる空港や港湾への支援などを通じた国際的な物流ネットワークの構築も重要です。例えば、静岡県の清水港や大阪府の堺泉北港において、産地から海外への直航サービスを活用した輸出を促進するための施設整備への支援を行っています。地域の果物や野菜等の輸出促進に向けた取組を進めています。このような事例を増やし、地域経済の活性化にも貢献してまいります。

もちろん、安さだけでなく、温度管理などの品質管理も重要です。我が国の質の高い「コールドチェーン物流サービス規格」の国際標準化に向けた取組を進めてまいります。

今後とも農林水産物・食品の輸出拡大に向け、関係省庁とも連携しながら、しっかり取り組んでまいります。

⑤ 意見交換

○**農林水産省輸出・国際局長** ありがとうございます。それでは、意見交換に入ります。これまでの説明や御発言に対しまして、御質問や御意見あればお願いします。

○**復興大臣** 実施していただいていると思いますが、各省の政務三役が、輸入規制をしている国々に出張や会議等で訪れる際は、ぜひ規制の撤廃を多くの方々へ働きかけいただければと思います。よろしく願いいたします。

○**農林水産省輸出・国際局長** 他にございますでしょうか。それでは、資料2の1及び2について原案のとおり変更することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしのご発言あり)

ありがとうございます。御異議なしということですので、原案のとおりとさせていただきます。

(4) 閉会

- 農林水産省輸出・国際局長 結びに、野村本部長から一言お願いいたします。

- 農林水産大臣 各省庁で積極的に輸出促進に取り組んでいただいていること、心から感謝申し上げます。引き続き、輸出本部の下で、政府一体となって輸出額目標の実現を目指して取り組んでまいりたいと思いますので、各省庁におかれましてもよろしくお願ひ申し上げます。
本日は御出席いただきありがとうございました。

- 農林水産省輸出・国際局長 それでは、本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。本日は御出席いただき誠にありがとうございました。

(以上)